

## 岩手県踏切道改良協議会 合同会議規約

### (目的)

第1条 岩手県踏切道改良協議会合同会議（以下「合同会議」という。）は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、岩手県の踏切道及び地方踏切道改良協議会（以下「協議会」という。）の踏切道を対象に合同で協議することにより、法第4条に規定する地方踏切道改良計画（以下「改良計画」という。）の作成及び実施、その他岩手県内の踏切道における踏切対策を円滑に進めるために設置する。

### (協議事項等)

第2条 合同会議は、次に掲げる事項について協議等を行う。

- (1) 改良計画の作成及び実施に関し必要な協議
- (2) 法第12条の規定による評価を実施するに当たっての構成員からの意見聴取
- (3) 法第3条の規定による踏切道の指定に向けて必要な協議
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

### (合同会議の組織)

第3条 合同会議は、別表に掲げる協議会（以下「各協議会」という。）の踏切道及び別表に掲げる踏切道（以下「各踏切道」）を対象に、会議を合同で開催する。

- 2 合同会議に、議長1名及び副議長1名を置く。
- 3 議長は、国土交通省東北地方整備局長とし、副議長は、国土交通省東北運輸局長とする。
- 4 議長及び副議長は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。
- 5 合同会議の議長及び副議長以外の構成員は、各協議会の構成員、各踏切道の鉄道事業者及び道路管理者並びに都道府県知事のほか、議長が必要と認める者とする。

### (踏切道改良検討会)

第4条 合同会議は、未指定の緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）等に関して指定に向けた具体的検討を行うため岩手県踏切道改良検討会を設置する。

- 2 踏切道改良検討会に係る規約は別に定める。

### (合同会議の開催)

第5条 合同会議は、議長が自ら、又は、各協議会の議長の求めに応じて招集する。  
2 合同会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより協議の実施等に支障が生じると認められるものについては、議長の判断により、非公開で行うことができる。

(代理の選任)

第6条 構成員は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 合同会議において、協議が調った事項については、合同会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 合同会議事務局は、東北地方整備局道路部地域道路課、岩手河川国道事務所調査第二課及び東北運輸局鉄道部技術・防災課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、合同会議の事務の運営上必要な事項は、別に会議で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成30年 1月17日から施行する。  
令和 4年 7月19日一部改正

別表 ※改良すべき踏切道関係

協議会名 又は踏切道名	踏切道の 法指定年月日	道路管理者	鉄道事業者
堂の前踏切道	未指定	盛岡市長	東日本旅客鉄道株式会社 執行役員 盛岡支社長
栗島踏切道	未指定	奥州市長	東日本旅客鉄道株式会社 執行役員 盛岡支社長